

利用者負担額(保育料)軽減

本市の取組み状況について(2・3号)

平成29年4月 仙台市子供未来局

本市では、国が進める「幼児教育の段階的無償化」に合わせ、保育施設等の保育料について軽減に取り組んでいます。

●幼児教育の段階的無償化とは

国の「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」において「平成26年度から「段階的」に取り組む」とされ（H25年6月6日）、保育料については、平成28・29年度において、主に比較的低所得の階層やひとり親世帯を中心として軽減が進められています。

この資料は、2.3号保育料軽減の取組みについて概要を説明することを目的としたものです。詳しくは、区役所窓口や市HPに掲載の利用者負担額表などをご覧ください（1号保育料も軽減されています）。



平成28年度の改定内容 (2.3号認定)



① 多子カウント年齢制限撤廃 (市町村民税所得割額57,700円未満世帯が対象)

〈～H28.3〉

カウント対象は、
 ・「同一世帯」の
 「保護者に係る(＝監護する)子ども」
 ※支給認定保護者との監護関係のみで判断しており、
 子ども同士が兄妹である必要はない。

年齢の上限は、
 保育利用(2・3号認定)の場合については、
 「小学校入学前まで」

(例)

対象外  小学校
3年生

(5歳)		
(4歳)		
(3歳)	第1子の扱い 	保育料 満額
(2歳)	第2子の扱い 	保育料 第2子の額
(1歳)		
(0歳)		

〈H28.4～〉


市町村民税所得割額57,700円未満の世帯に限る
 【C1～C3階層及びC4階層の一部】

保護者と生計が同一の子や孫等注であれば、年齢に関わらず対象

注:保護者が監護していた子どもが成長し、19歳の年度以上になった場合も含む。(下の「両親を亡くした姪」など)

 両親を亡くし、
祖父母に育て
られている
大学4年生



 同居する
浪人生

 寮で暮らす
高校
2年生

 両親を亡く
した姪
小学校
6年生

 小学校
3年生

保護者が監護し、生計が同一の「子ども」であれば、
 年齢に関わらず対象

(5歳)	第2子の扱い 	保育料 第2子の額
(4歳)		
(3歳)		
(2歳)	第3子の扱い 	保育料 無償
(1歳)		
(0歳)		

※市町村民税所得割額57,700円以上の場合は、平成28年3月までの取扱いと変更ありません。

平成28年度の改定内容 (2.3号認定)

② ひとり親等世帯の特例拡充

- ア) 市町村民税所得割額48,600円未満はH27年度までに実施されていた第1子1,000円軽減に加えてさらに軽減
- イ) 市町村民税所得割額48,600円以上77,101円未満は第1子軽減
- ウ) 市町村民税所得割額77,101円未満の第2子以降は無償
- エ) 市町村民税所得割額77,101円未満の世帯は多子カウントの年齢制限撤廃

右の金額はあくまでH28改定時点でのものです。H29にさらに軽減されてますのでご注意ください。

ひとり親世帯等における第1子児童の利用者負担額(月額)							
階層区分	階層認定の基準	保育利用(2・3号認定)					
		3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
C1	市町村民税均等割課税世帯	旧6,650 新 3,320	旧6,650 新 3,320	旧4,200 新 2,100	旧4,200 新 2,100	旧4,200 新 2,100	旧4,200 新 2,100
C2	所得割額 48,600円未満	旧7,860 新 3,930	旧7,860 新 3,930	旧5,300 新 2,650	旧5,300 新 2,650	旧5,300 新 2,650	旧5,300 新 2,650
C3	54,000円未満	旧11,700 新 5,850	旧11,700 新 5,850	旧9,200 新 4,600	旧9,200 新 4,600	旧9,200 新 4,600	旧9,200 新 4,600
C4	69,000円未満	旧15,300 新 7,650	旧15,300 新 7,650	旧12,700 新 6,350	旧12,700 新 6,350	旧12,700 新 6,350	旧12,700 新 6,350
C5	77,101円未満	旧20,700 新 10,350	旧20,400 新 10,200	旧17,500 新 8,750	旧17,300 新 8,650	旧17,500 新 8,750	旧17,300 新 8,650
	83,000円未満	改定なし					



平成29年度の改定内容 (2.3号認定)

● ひとり親等世帯の特例がさらに拡充

● 市町村民税所得割額77,101円未満のひとり親世帯等について第1子保育料をさらに軽減（国が今回実施した「国基準保育料」軽減のうち各年齢で最も大きい軽減率を用いて本市の保育料を軽減）

※ H28年度改定の多子カウント年齢制限撤廃維持

仙台市では、
国基準保育料
より全体で約
40%程度保
育料を軽減し
ています。



ひとり親世帯等における第1子児童の利用者負担額(月額)

階層区分	階層認定の基準	保育利用(2・3号認定)					
		3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
C1	市町村民税均等割課税世帯	旧3,320 新1,990	旧3,320 新1,990	旧2,100 新930	旧2,100 新930	旧2,100 新930	旧2,100 新930
C2	市町村民税所得割額 48,600円未満	旧3,930 新2,350	旧3,930 新2,350	旧2,650 新1,170	旧2,650 新1,170	旧2,650 新1,170	旧2,650 新1,170
C3	54,000円未満	旧5,850 新3,510	旧5,850 新3,510	旧4,600 新2,040	旧4,600 新2,040	旧4,600 新2,040	旧4,600 新2,040
C4	69,000円未満	旧7,650 新4,590	旧7,650 新4,590	旧6,350 新2,810	旧6,350 新2,810	旧6,350 新2,810	旧6,350 新2,810
C5	77,101円未満	旧10,350 新6,210	旧10,200 新6,210	旧8,750 新3,880	旧8,650 新3,880	旧8,750 新3,880	旧8,650 新3,880
	83,000円未満	改定なし					